

いじめ防止基本方針

令和元年6月作成
令和3年12月改訂
茅野市立豊平小学校

いじめは、子どもの心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為です。すべての子どもたちが安心して生活し、共に学び合う環境を学校全体で作っていくことが求められます。本校では、子どもたちの絆づくりや居場所づくりに努めるとともに、いじめの未然防止と早期解消に取り組んでいきます。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの定義（文部科学省）

いじめとは

「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたこと

により、心身の苦痛を感じているもの」

であることを再認識したうえで、早期発見・早期対応、いじめのない学校づくりに全力であたる。

「いじめ防止対策推進法」第2条 定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめを許さない学校づくりのために

「いじめ防止対策推進法」第7条 学校の設置者の責務

学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（「基本理念」いじめ防止対策推進法第三条）

「いじめ防止対策推進法」第4条 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(1) いじめは決して許されないことであるとともに、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」「本人がいじめと感じればそれはいじめである」ことを、

全教職員が基本認識として確認する。

- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教職員が認識するとともに、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する
- (3) 児童一人一人を大切にす意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- (4) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、いじめが続いていることがあると考える。
- (5) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する
- (6) いじめ問題の重大性を全職員が認識し、特定の教員が抱え込むことのないように、学校全体で対応する。

II いじめの防止等のための対策の内容

1 いじめの未然防止に向けての手だて

(1) 学級経営を充実させる

- ①子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ②子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- ③正しい言葉遣いができる集団を育てる。
- ④学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う。
- ⑤児童へのアンケートや欠席・遅刻・早退の日数等の活用により実態を把握する。

(2) 授業中における生徒指導の充実

- ①「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくり。
- ②「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。

(3) 道徳における指導

- ①いじめを題材として取り上げ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ②思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

(4) ネットモラルに関する指導

- ①情報モラル・インターネットの危険性について指導する。

(5) 「いじめ防止の重要性」に関する教職員の研修を行う。

(6) インターネットを通じて行われるいじめを防止するための研修を行う。

2 いじめの早期発見について

早期発見のポイント

- ・日頃から子どもとのふれあいを大切にし、子どもが心を開く関係を築くこと。
- ・全教職員・保護者が協力して子どもを見守る目を絶えず持ち続けること。
- ・小さな変化を敏感に察知し見逃さないよう努めること。
- ・多方面から情報を得ようとする

(1) いじめを発見する手だて

- ① 教師と子どもとの日常の交流をとおした発見
- ② アンケート調査（毎月1回月末に実施及び必要に応じて追加実施）
- ③ 教育相談をとおした把握

(2) いじめを訴えることの意義と手段の周知

【相談窓口；保健室（養護）職員室（教頭）】

- ・いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる行為であること。
- ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいこと。
- ・学校の電話番号や茅野市の相談窓口を掲示し、様々な方法で相談できること。

(3) 保護者や地域からの情報提供

- ・日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。

Ⅲ いじめの防止等のための対策に関する重要事項

いじめ発生時の対応について

1 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」第8条 学校及び学校教職員の責務より

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- (1) 「いじめはどの学校にも、どの教室にも起こり得る」「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」「いじめは、人間として絶対に許されない」との教育長通知（平成9年4月25日）を、基本認識とする。
- (2) いじめ問題の重大性を全職員が認識し、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する。
- (3) いじめについての訴えや情報等があった時は、直ちに学校長に報告し、学校長

は、迅速な情報収集と事実関係の把握に努め、事実関係を明らかにして的確な対応をする。

- (4) 実態や事実を把握するために、児童・保護者からの情報をしっかりと受け止めるとともに、養護教諭・スクールカウンセラーなどとの校内連携に努める。
- (5) いじめられる児童に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行う。また、いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うようにする。

IV 具体的な手順

- 1 いじめ情報のキャッチと報告
- 2 いじめ対策委員会を招集し、対応方針・役割分担を決定
- 3 事実の正確な把握
- 4 いじめに関係した児童への指導及び保護者への連絡